

令和5年度版

壱岐市の生活保護



実りの島
壱岐

(令和5年6月作成)

壱岐市役所
市民部保護課

目 次

1	被保護世帯数及び被保護者数の推移	1
2	世帯類型別被保護世帯の状況	2
3	生活保護申請等の状況	3
4	生活保護開始及び廃止理由の状況	4
	(1) 保護開始の理由	
	(2) 保護廃止の理由	
5	生活保護費の推移	6
6	医療扶助の状況	7

1 被保護世帯数及び被保護者数の推移

全国的生活保護受給者は、令和5年3月末では被保護世帯数 1,647,341 世帯、被保護者数 2,027,865 人、保護率は 1.63%で、ほぼ前年と変わっていない。

壱岐市においては、市制発足以降増加し平成 19 年度に世帯数 451 世帯、被保護者数 693 人、保護率 2.28%となり、全国平均（1.21%）、長崎県平均（1.63%）を大きく上回っていたが、平成 20 年度より減少傾向に転じ、平成 24 年度以降はほぼ横ばい状態で推移している。令和 4 年度末現在で、世帯数 357 世帯、被保護者数 475 人、保護率は 2.00%となり、わずかに減少した。

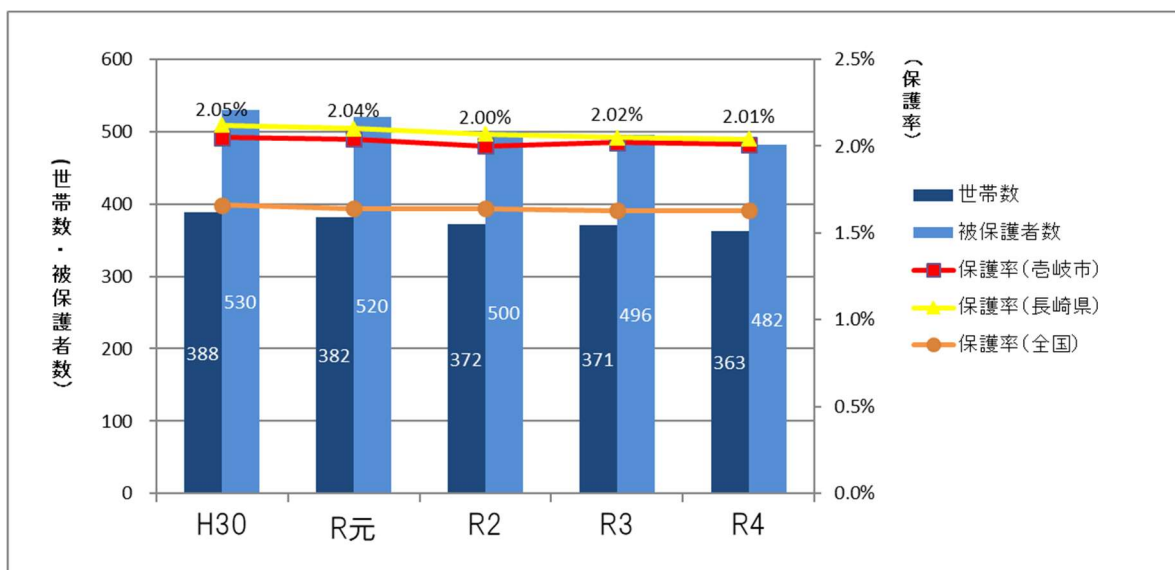
新型コロナウイルス感染症が完全に治まった状況ではなく、急激な物価の高騰など生活困窮者に与える影響を今後も注視していく必要がある。

保護世帯数・保護率等の推移（各年度の月平均値）

（単位：世帯、人）

年度	H30	R元	R2	R3	R4
世帯数（世帯）	388	382	372	371	363
被保護者数（人）	530	520	500	496	482
保護率	2.05%	2.04%	2.00%	2.02%	2.01%
（参考）長崎県	2.12%	2.10%	2.07%	2.05%	2.04%
全 国	1.66%	1.64%	1.64%	1.63%	1.63%

（資料：長崎県生活保護速報）



2 世帯類型別被保護世帯の状況

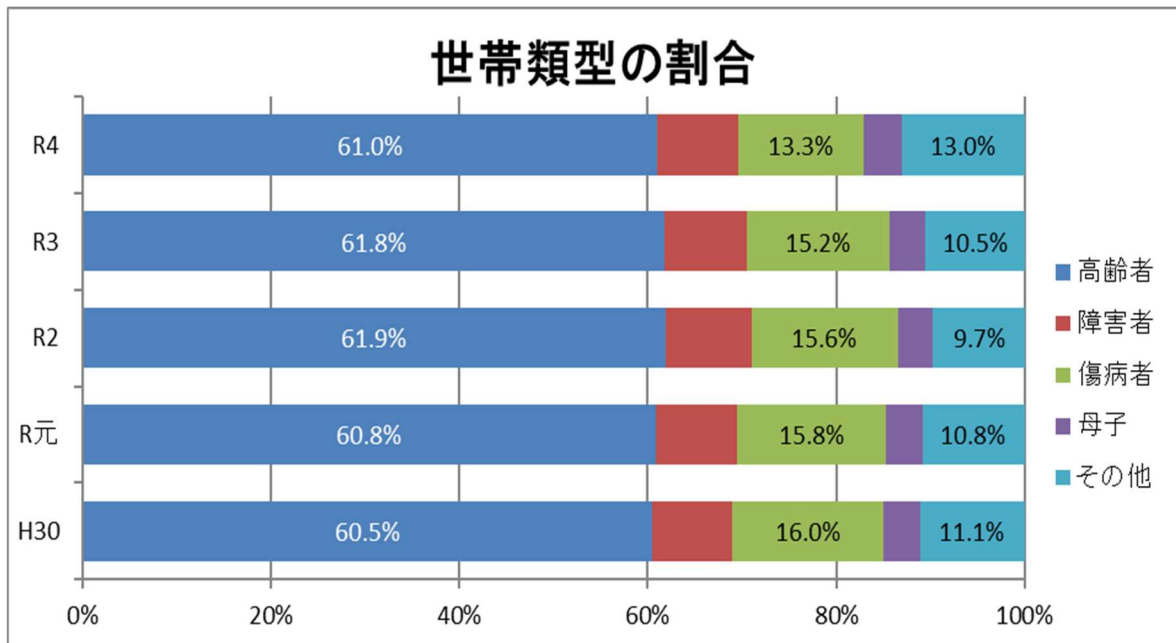
令和4年度における類型別構成比は、高齢者世帯が61.0%、障害者世帯が8.6%、傷病者世帯が13.3%、母子世帯が4.1%、その他世帯が13.0%で、高齢者世帯の割合が6割を占め、依然として高い割合となっている。

世帯類型の推移（年度平均）

（単位：世帯）

区分	H30	R元	R2	R3	R4
高齢者	60.5%	60.8%	61.9%	61.8%	61.0%
	234	231	229	228	221
障害者	8.5%	8.7%	9.1%	8.7%	8.6%
	33	33	34	32	31
傷病者	16.0%	15.8%	15.6%	15.2%	13.3%
	62	60	58	56	48
母子	3.9%	3.9%	3.7%	3.8%	4.1%
	15	15	14	14	15
その他	11.1%	10.8%	9.7%	10.5%	13.0%
	43	41	35	39	47
合 計	387	380	370	369	362

（資料：長崎県生活保護速報）



3 生活保護申請等の状況

生活保護の相談・申請件数は、平成 27 年度頃をピークに以降は徐々に減少傾向にある。令和 4 年度は、相談件数 84 件、申請件数 43 件、保護開始 30 件、保護の開始率 69.8%となり、相談・申請件数は減少した。

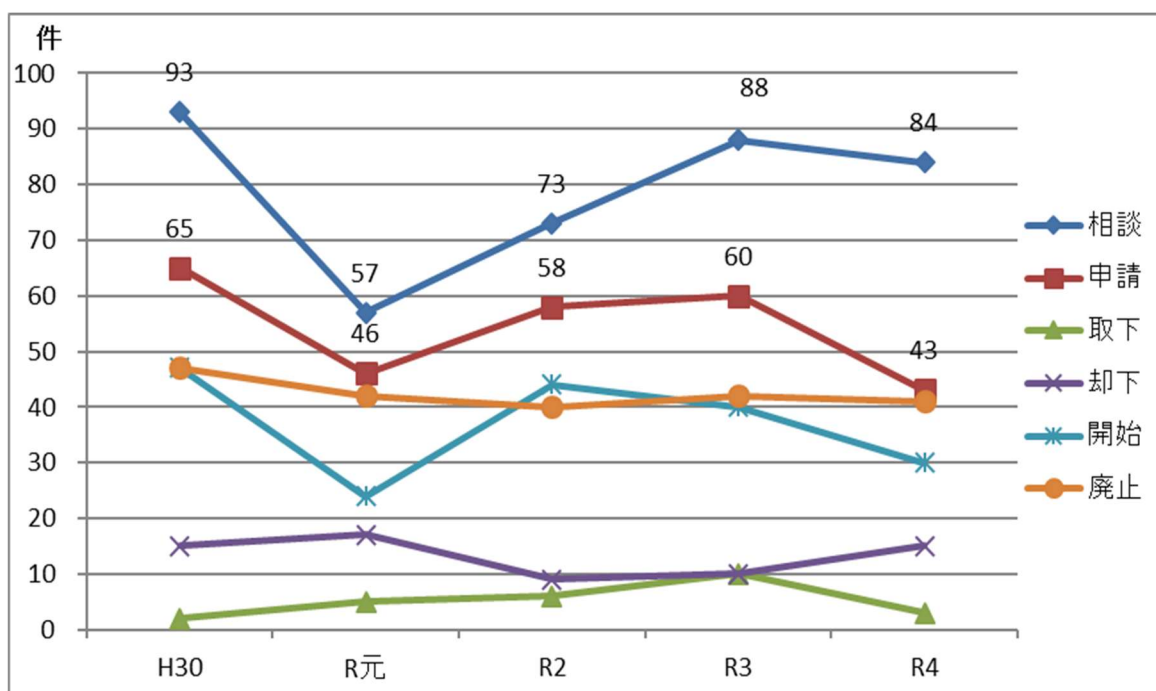
相談・申請件数等

(単位：件)

区分	H30	R元	R2	R3	R4
相談	93	57	73	88	84
申請	65	46	58	60	43
取下	2	5	6	10	3
却下	15	17	9	10	15
開始	47	24	44	40	30
廃止	47	42	40	42	41
開始率	72.3%	52.2%	75.9%	66.7%	69.8%

(資料：長崎県生活保護速報、市生活保護相談記録簿)

※区分毎の数値は、各年度におけるそれぞれの実績である。保護を決定するには、各種調査が必要であり、3月申請分については、年度を越えて決定される場合もある。したがって、必ずしも「申請件数=取下+却下+開始」とはならない。



4 生活保護開始及び廃止理由の状況

(1) 保護開始の理由

保護の開始理由としては、世帯主の傷病及びその他（預貯金の減少等）によるものが多く、この状況は全国的な傾向と同様である。

高齢者世帯の開始理由では、収入や貯蓄等の減少・喪失が多く、働く環境があっても高齢者に対する雇用は少なく、働いて自立を図ることが難しい状況にある。

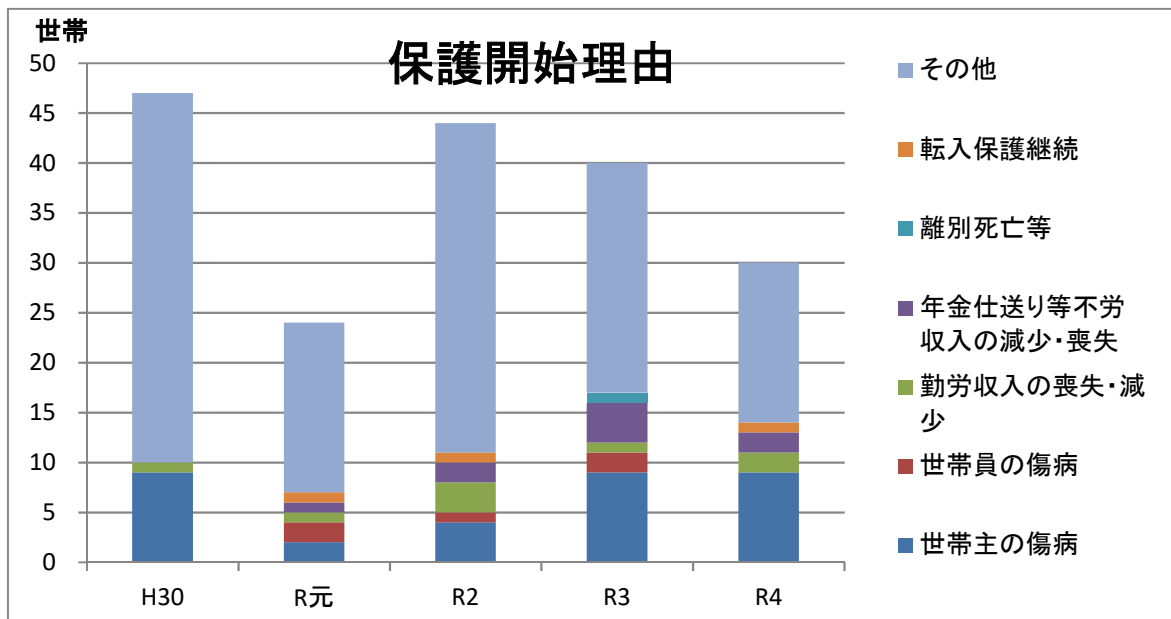
本市においても勤労収入の減少や預貯金の減少による保護の開始は、不安定就労や低賃金等のなかで、今後も増加していくと考えられる。

保護開始の理由

(単位：世帯)

区 分	H30	R元	R2	R3	R4
世帯主の傷病	9	2	4	9	9
世帯員の傷病	0	2	1	2	0
勤労収入の喪失・減少	1	1	3	1	2
年金仕送り等不労収入の減少・喪失	0	1	2	4	2
離別死亡等	0	0	0	1	0
転入保護継続	0	1	1	0	1
その他	37	17	33	23	16
合 計	47	24	44	40	30

(資料：長崎県生活保護速報)



(2) 保護廃止の理由

保護廃止の理由として最も多いのは、死亡によるものである。前述の世帯類型の状況でも示すようにこれは保護受給世帯のうち高齢者世帯が60%を超えていることが理由である。

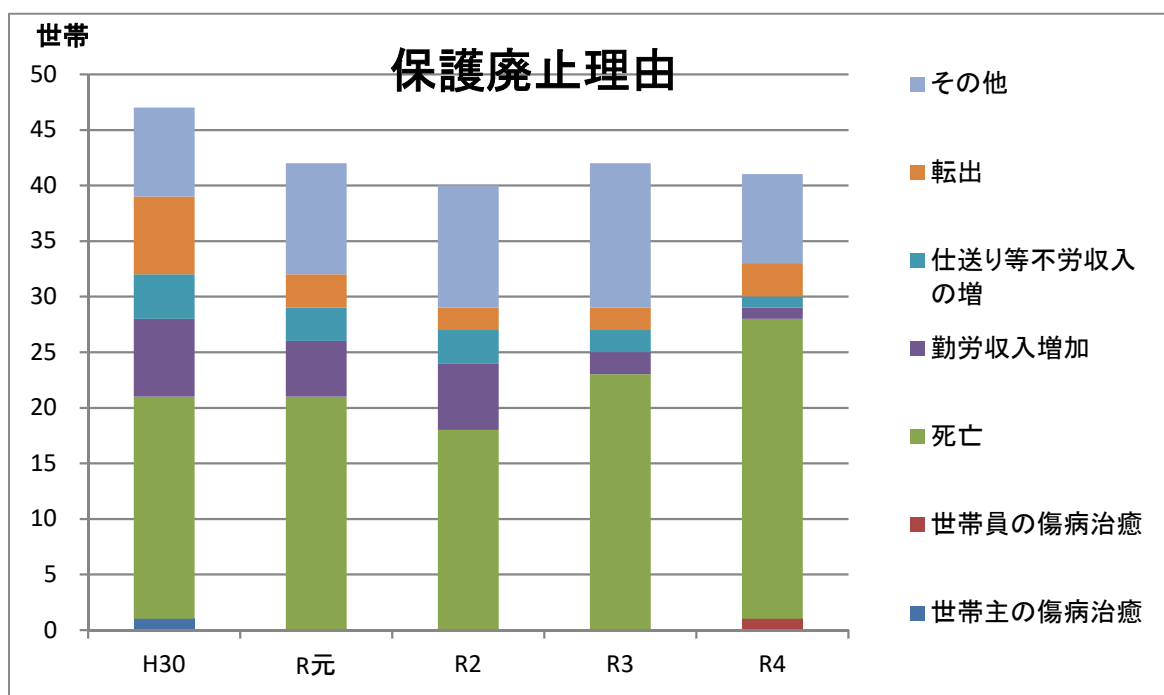
その他の世帯や母子世帯においては、働きによる収入増加・取得のため、就労支援事業を活用し、被保護者の求職・就労支援について積極的な取り組みと、働ける環境を整えることで自立した生活ができるようサポートが必要である。

保護廃止の理由

(単位：世帯)

区 分	H30	R元	R2	R3	R4
世帯主の傷病治癒	1	0	0	0	0
世帯員の傷病治癒	0	0	0	0	1
死亡	20	21	18	23	27
勤労収入増加	7	5	6	2	1
仕送り等不労収入の増	4	3	3	2	1
転出	7	3	2	2	3
その他	8	10	11	13	8
合 計	47	42	40	42	41

(資料：長崎県生活保護速報)



5 生活保護費の推移

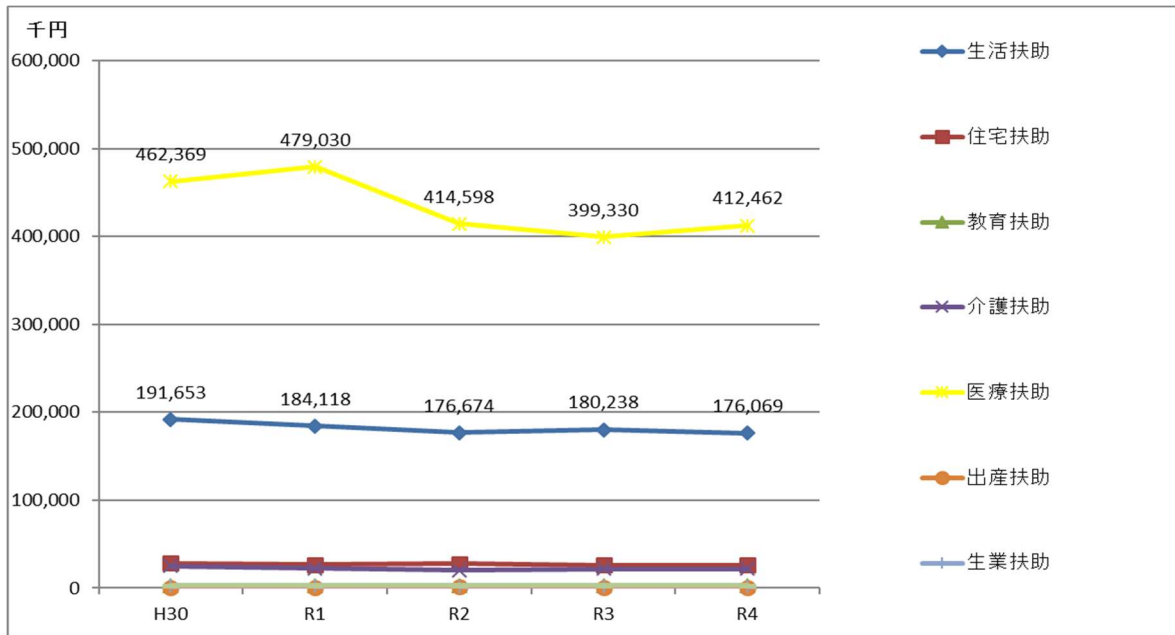
令和4年度における各種扶助費の占める割合は、生活扶助27.4%、住宅扶助4.1%、教育扶助0.4%、介護扶助3.4%、医療扶助63.9%、出産扶助0%、生業扶助0.2%、葬祭扶助0.2%、保護施設事務費0.4%となっている。医療扶助費の増減に並行し保護費全体が推移している状況である。生活扶助費及び住宅扶助費については、保護世帯数の動向と概ね比例しており、若干ではあるが減少傾向にある。

保護費の推移

(単位：千円)

区分	H30	R1	R2	R3	R4	
保護費	生活扶助	191,653	184,118	176,674	180,238	176,069
	住宅扶助	28,104	26,776	27,787	26,130	26,236
	教育扶助	2,920	2,587	2,452	2,474	2,668
	介護扶助	24,869	22,302	20,292	21,743	21,774
	医療扶助	462,369	479,030	414,598	399,330	412,462
	出産扶助	852	0	1,120	859	0
	生業扶助	2,932	2,365	1,125	1,254	1,451
	葬祭扶助	1,214	1,020	1,256	2,091	1,516
	小計	714,912	718,198	645,304	634,119	642,175
保護施設事務費及び委託事務費	2,800	2,835	2,795	2,730	2,822	
合計	717,712	721,033	648,099	636,849	644,997	

(出典：国庫負担金実績報告)



6 医療扶助の状況

医療扶助人員の被保護者全体に占める割合（医療扶助率）は、令和4年度は79.3%で、依然として高い割合となっている。今後も、病状や受診内容等の調査を行ったうえでの退院促進、通院指導及び保健指導、ジェネリック医薬品等の使用による医療費の抑制に努めていかなければならない。また、入院外（通院）では生活習慣病や糖尿病等を起因とする疾病が多くみられ、長期にわたって入院・治療を要するため、生活習慣病等の予防を通じて重症化を防ぐ取り組みも必要である。

医療扶助人員の推移(各年月平均)

(単位：人)

区分	H30	R元	R2	R3	R4
総数	435	411	396	397	382
入院	28	26	29	32	28
	精神 9	12	13	11	10
その他	19	15	16	21	18
入院外	407	385	367	365	354
	精神 20	17	10	7	1
その他	387	368	357	358	353
医療扶助率(%)	82.0	79.1	79.0	80.0	79.3
入院率(%)	6.4	6.4	7.2	7.9	7.4

(資料：長崎県生活保護速報)

